

○奨学生の選考及び採用に関する規程

昭和59年8月21日

達第761号

改正 昭和61年6月2日達第787の2号

昭和62年4月14日達第797号

昭和63年3月23日達第813号

平成元年3月2日達第825号

平成2年3月19日達第832号

平成3年3月27日達第847号

平成4年4月23日達第871号

平成5年3月24日達第882号

平成6年7月1日達第897号

平成7年3月31日達第910号

平成8年10月24日達第931号

平成9年4月1日達第937号

平成10年3月31日達第966号

平成11年4月22日達第979号

平成11年5月26日達第980号

平成12年3月31日達第996号

平成13年3月28日達第1012号

平成15年3月31日達第1068号

奨学生の選考及び採用に関する規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 日本育英会業務方法書第3条の規定に基づき、日本育英会（以下「本会」という。）が奨学金の貸与を行う場合の認定の基準及び方法並びにその他奨学生の選考及び採用については、この規程の定めるところによる。

(認定のための選考)

第2条 前条の認定は、選考により行うものとする。

(選考)

第3条 第一種奨学生の選考は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校の高等課程に入学したとき第一種奨学金の貸与を受けようとする中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）の生徒で、当該中学校の校長の推薦を受けたもの
- (2) 高等専門学校に入学したとき第一種奨学金の貸与を受けようとする中学校の生徒で、当該中学校の校長の推薦を受けたもの
- (3) 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第一種奨学金の貸与を受けよう

とする者で、高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項に規定する資格検定合格者若しくは同条第2項に規定する資格検定科目合格者で別記第1の基準に該当するもの（以下「資格検定合格者等」という。）

- (4) 大学院に入学したとき第一種奨学金の貸与を受けようとする大学の学生で、入学を内定した大学院を置く大学の学長の推薦を受けたもの
 - (5) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者で、当該学校の校長又は学長（大学院については、当該大学院を置く大学の学長。次項及び第3項において同じ。）の推薦を受けたもの
- 2 第二種奨学生の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。
- (1) 高等専門学校の第4学年に進級したとき第二種奨学金の貸与を受けようとする高等専門学校の学生で、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの
 - (2) 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第二種奨学金の貸与を受けようとする者で、高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は資格検定合格者等
 - (3) 大学院に入学したとき第二種奨学金の貸与を受けようとする大学の学生で、入学を内定した大学院を置く大学の学長の推薦を受けたもの
 - (4) 高等専門学校（第4学年及び第5学年（専攻科を含む。以下同じ。）に限る。）、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの
- 3 第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。
- (1) 高等専門学校の第4学年に進級したとき第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けようとする高等専門学校の学生で、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの
 - (2) 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けようとする者で、高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は資格検定合格者等
 - (3) 大学院に入学したとき第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けようとする大学の学生で、入学を内定した大学院を置く大学の学長の推薦を受けたもの
 - (4) 高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの（推薦基準）

第4条 前条に規定する推薦は、別記の高等学校奨学生推薦基準、高等専門学校第一種奨学生推薦基準、高等専門学校第二種奨学生推薦基準、高等専門学校第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者の推薦基準、大学第一種奨学生推薦基準、大学第二種奨学生推薦基準、大学第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者の推薦基準、大学院第一種奨学生推薦基準、大学院第二種奨学生推薦基準、大学院第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者の推薦基準、専修学校第一種奨学生推薦基準、専修学校第二種奨学生推薦基準又は専修学校第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者の推薦基準により行うものとする。

(選考の方法)

第5条 第3条第1項の規定に該当する者に係る選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

- (1) 中学校、高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（資格検定合格者等については、大学入学資格検定合格成績又は大学入学資格検定科目合格成績。第6条及び第7条において同じ。）、本会が別に定める方法により行う面接による評価の記録並びに人物及び健康に関する資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れているかどうかについて行うものとする。ただし、同条第1項第4号及び第5号に該当する者については、面接による評価の記録を用いないことができる。
- (2) 高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程において第一種奨学金の貸与を受ける者については、父母又はこれに代わって家計を支えている者（以下「主たる家計支持者」という。）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、別表第1又は別表第2の世帯（奨学金の貸与を受ける者の属する世帯をいう。以下同じ。）人員別の収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があるかどうかについて行うものとする。
- (3) 大学院において第一種奨学金の貸与を受ける者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者をいう。第5号、次条第3号及び第4号後段、第7条第3号及び第4号後段、別記第9第4号、別記第10第4号並びに別記第11第4号において同じ。）の収入の年額が、別表第5の収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があるかどうかについて行うものとする。
- (4) 第2号の収入の年額は、主たる家計支持者の金銭、物品などの1年間の総収入金額から必要な経費（給与所得の場合は、別表第8に掲げる算式により算出した控除額）を控除した金額をいう。ただし、母子・父子世帯、就学者のある世帯その他特別の事情のある世帯については、主たる家計支持者の収入の年額から別表第9の特別控除額を控除した額を、主たる家計支持者の収入の年額とみなすことができる。
- (5) 第3号の収入の年額は、父母等からの給付、奨学金、アルバイト、定職、その

他の収入によりその者が1年間に得た収入金額を合計した金額をいう。この場合において、定職による収入のうち給与所得以外の収入については、収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとする。

第6条 第3条第2項の規定に該当する者に係る選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

- (1) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績、本会が別に定める方法により行う面接による評価の記録並びに人物及び健康に関する資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、優れているかどうかについて行うものとする。ただし、同項第3号及び第4号に該当する者については、面接による評価の記録を用いないことができる。
- (2) 高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）、大学又は専修学校の専門課程において第二種奨学金の貸与を受ける者については、主たる家計支持者の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、別表第3の世帯人員別の収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があるかどうかについて行うものとする。
- (3) 大学院において第二種奨学金の貸与を受ける者については、その者の収入の年額が、別表第6の収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があるかどうかについて行うものとする。
- (4) 前条第4号の規定は、第2号の主たる家計支持者の収入の年額を計算する場合について準用し、同条第5号の規定は、第3号のその者の収入の年額を計算する場合について準用する。

第7条 第3条第3項の規定に該当する者に係る選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

- (1) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績、本会が別に定める方法により行う面接による評価の記録並びに人物及び健康に関する資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れているかどうかについて行うものとする。ただし、同項第3号及び第4号に該当する者については、面接による評価の記録を用いないことができる。
- (2) 高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）、大学又は専修学校の専門課程において第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者については、主たる家計支持者の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、別表第4の世帯人員別の収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種奨学金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であるかどうかについて行うものとする。
- (3) 大学院において第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者については、その者の収入の年額が、別表第7の収入基準額以下であるかどうかを判定

する方法により、第一種奨学金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であるかどうかについて行うものとする。

(4) 第5条第4号の規定は、第2号の主たる家計支持者の収入の年額を計算する場合について準用し、同条第5号の規定は、第3号のその者の収入の年額を計算する場合について準用する。

(採用候補者の決定)

第8条 本会は、第3条第1項第1号から第3号まで、同条第2項第1号、同項第2号、同条第3項第1号及び同項第2号に該当する者については、選考の結果に基づき、高等学校奨学生、高等専門学校第一種奨学生、大学第一種奨学生、専修学校（高等課程）第一種奨学生、専修学校（専門課程）第一種奨学生、高等専門学校第二種奨学生、大学第二種奨学生又は専修学校（専門課程）第二種奨学生の採用候補者として、それらの者が高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校に入学（高等専門学校の第二種奨学金に係る者にあつては、第4学年へ進級。以下同じ。）しようとする月の1月前までに、各都道府県ごとに決定する。

2 本会は、第3条第1項第4号、同条第2項第3号及び同条第3項第3号に該当する者については、選考の結果に基づき、大学院第一種奨学生又は大学院第二種奨学生の採用候補者として、大学院に入学しようとする月の1月前までに決定する。

3 第1項の高等学校奨学生の採用候補者及び高等専門学校第一種奨学生の採用候補者、並びに大学第二種奨学生の採用候補者及び専修学校（専門課程）第二種奨学生の採用候補者については、一の採用候補者が他の採用候補者を兼ねるものとする。

(採用の決定)

第9条 本会は、高等学校奨学生又は高等専門学校第一種奨学生の採用候補者が高等学校又は高等専門学校に、大学第一種奨学生の採用候補者が大学に、大学院第一種奨学生、大学院第二種奨学生又は大学院第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与をうける採用候補者が入学を内定した大学院に、専修学校（高等課程）第一種奨学生の採用候補者が専修学校の高等課程に、専修学校（専門課程）第一種奨学生の採用候補者が専修学校の専門課程に、高等専門学校第二種奨学生、大学第二種奨学生、専修学校（専門課程）第二種奨学生又は高等専門学校、大学、専修学校（専門課程）第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与をうける採用候補者が高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）、大学又は専修学校の専門課程にそれぞれの採用候補者となつた後、直近の入学日（特別の場合は本会が定める期日。以下同じ。）に入学したときは、これをそれぞれの奨学生に採用するものとする。

2 第3条第1項第5号、同条第2項第3号又は同条第3項第3号に規定する者については、選考の結果に基づき、そのつどそれぞれの奨学生に採用するものとする。

3 第1項の規定によるそれぞれの奨学生の採用は、それぞれの採用候補者で、当該候補者となつた後、直近の入学日に高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程、大学、専修学校の専門課程又は大学院に入学した者につき、その入学した後、6月以内にこれを行うものとする。

(実施の細目)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年8月21日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 特別貸与奨学生の選考および採用に関する規程(昭和33年9月19日達第296号)は、廃止する。

附 則(昭和61年6月2日達第787の2号)

この規程は、昭和61年6月2日から施行し、この規程による改正後の奨学生の選考及び採用に関する規程の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年4月14日達第797号)

この規程は、昭和62年4月14日から施行し、この規程による改正後の奨学生の選考及び採用に関する規程の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年3月23日達第813号)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月2日達第825号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月19日達第832号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月27日達第847号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月23日達第871号)

この規程は、平成4年4月23日から施行し、この規程による改正後の奨学生の選考及び採用に関する規程の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成5年3月24日達第882号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月1日達第897号)

この規程は、文部大臣の承認のあつた日から施行し、この規程による改正後の奨学生の選考及び採用に関する規程の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成7年3月31日達第910号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年10月24日達第931号)

この規程は、平成8年10月24日から施行し、平成8年4月1日から適用する。ただし、第3条第2項及び第3項の改正規定、第6条第1号及び第2号の改正規定、第7条第1号及び第2号の改正規定並びに別記第11及び別記第12を加える改正規定は、平成8年7月1日から適用する。

附 則(平成9年4月1日達第937号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日達第966号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月22日達第979号）

この規程は、文部大臣の承認のあつた日から施行し、この規程による改正後の奨学生
の選考及び採用に関する規程の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成11年5月26日達第980号）

この規程は、文部大臣の承認のあつた日から施行し、平成12年4月1日以降に入学
する者に係る申込及び推薦から適用する。

附 則（平成12年3月31日達第996号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日達第1012号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日達第1068号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別記

第1 大学入学資格検定科目合格者の出願基準

大学入学資格検定規程に定める資格検定科目合格者であつて、6以上の合格科目（高
等学校において所定の単位を修得した科目及び高等専門学校において所定の高等学校
の科目を修得したと同程度において修得したと認められる科目で、同規程により受験
を免除された科目を含む。以下同じ。）を有し、その成績が良好であるものとする。
ただし、受験資格が同規程附則第4項に掲げる表一の欄の各号の一に該当するもの
については2以上、同表二の欄の各号の一に該当するものについては3以上の合格科目
を有し、その成績が良好であるものとする。

第2 高等学校奨学生推薦基準

1 第3条第1項第1号の場合

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、将来良識
ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に十分耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び素質について

中学校第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全教科について平均し
た値が3.5以上であつて、特に優れた知的素質を有し、高等学校へ進学後も特に優
れた学習成績を修める見込みがあること。ただし、中学校における学習成績が3.5
未満であつても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

第5条第2号に規定する主たる家計支持者の収入の年額が、別表第1の収入基
準額以下であること。

2 第3条第1項第5号の場合

(1) 人物について

1の(1)と同じ。

(2) 健康について

1の(2)と同じ。

(3) 学力及び素質について

ア 第1学年に在学する者

出願時までの高等学校の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること。高等学校における学習成績が未評定である場合は、中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.5以上であること。

イ 第2学年以上に在学する者

出願時に在学する学年の前2か年（2か年未満の場合は、出願時まで）の高等学校における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること。

ただし、上記ア・イにかかわらず、高等学校における学習成績が3.0未満又は中学校における学習成績が3.5未満であっても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。

ウ 主たる家計支持者の失職、破産、倒産、病気又は死亡若しくは火災、風水害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸与が必要となつた者（以下「緊急採用の必要な者」という。）

高等学校における勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

1の(4)と同じ。

第3 高等専門学校第一種奨学生推薦基準

1 第3条第1項第2号の場合

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に十分耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び素質について

中学校第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全教科について平均した値が3.5以上であつて、特に優れた知的素質を有し、高等専門学校へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

第5条第4号に規定する主たる家計支持者の収入の年額が、別表第1の収入基準額以下であること。

2 第3条第1項第5号の場合

(1) 人物について

1の(1)と同じ。

(2) 健康について

1の(2)と同じ。

(3) 学力及び素質について

ア 高等専門学校第1学年に在学する者

中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.5以上の者又は高等専門学校における学習成績の結果が判明している者については、その成績が本人の属する学科の平均水準以上の者であること。

イ 高等専門学校第2学年以上に在学する者

高等専門学校における学習成績が本人の属する学科において平均水準以上の者であること。

ただし、上記ア・イにかかわらず、中学校における学習成績が3.5未満又は高等専門学校における学習成績が平均水準以下の者であつても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。

ウ 緊急採用の必要な者

高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

1の(4)と同じ。

第4 高等専門学校第二種奨学生推薦基準

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に十分耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び素質について

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等専門学校における学習成績が本人の属する学科において平均水準以上と認められる者

イ 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者

ウ 高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(4) 経済的理由により修学に困難がある程度について

第6条第4号に規定する主たる家計支持者の収入の年額が、別表第3の収入基準額以下であること。

第5 高等専門学校第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者の推

薦基準

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に十分耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び素質について

ア 高等専門学校における学習成績が本人の属する学科において平均水準以上と認められる者

ただし、上記アにかかわらず、高等専門学校における学習成績が平均水準以下の者であつても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。

イ 緊急採用の必要な者

高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

第7条第4号に規定する主たる家計支持者の収入の年額が、別表第4の収入基準額以下であること。

第6 大学第一種奨学生推薦基準

1 第3条第1項第3号の場合

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に十分耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び素質について

高等学校又は専修学校の高等課程第1学年から出願時までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上であつて、大学へ進学後も特に優れた学業成績を修める見込みがあること。

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

第5条第4号に規定する主たる家計支持者の収入の年額が、別表第2の収入基準額以下であること。

2 第3条第1項第5号の場合

(1) 人物について

1の(1)と同じ。

(2) 健康について

1の(2)と同じ。

(3) 学力及び素質について

ア 大学1年次に在学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上の者又は国の行う大学入学資格検定に合格した者であつて、かつ大学における学業成績の結果が判明している者については、その成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内の者であること。

イ 大学2年次以上に在学する者

高等専門学校又は大学における学業成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内の者であること。

ただし、上記ア・イにかかわらず、高等学校若しくは専修学校の高等課程における学習成績が3.5未満又は高等専門学校若しくは大学における学業成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1に達しない場合であつても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。

ウ 緊急採用の必要な者

大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

1の(4)と同じ。

第7 大学第二種奨学生推薦基準

1 第3条第2項第1号の場合

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に十分耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び素質について

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校又は専修学校の高等課程における成績が、当該出身学校におけるその者の属した学年の平均水準以上と認められる者

イ 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者

ウ 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

エ 大学入学資格検定に合格した者で、上記ア、イ又はウに準ずると認められる者

(4) 経済的理由により修学に困難がある程度について

第6条第4号に規定する主たる家計支持者の収入の年額が、別表第3の収入基準額以下であること。

2 第3条第2項第3号の場合

(1) 人物について

1の(1)と同じ。

(2) 健康について

1の(2)と同じ。

(3) 学力及び素質について

ア 大学1年次に在学する者

次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 高等学校又は専修学校の高等課程における成績が、当該出身学校におけるその者の属した学年の平均水準以上と認められる者

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者

(ウ) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(エ) 大学入学資格検定に合格した者で、上記(ア)、(イ)又は(ウ)に準ずると認められる者

イ 大学2年次以上に在学する者

次のいずれかに該当する者とする

(ア) 高等専門学校又は大学における学業成績が本人の属する学部(科)の平均水準以上と認められる者

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者

(ウ) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(4) 経済的理由により修学に困難がある程度について

1の(4)と同じ。

第8 大学第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者の推薦基準

1 第3条第3項第1号の場合

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に十分耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び素質について

高等学校又は専修学校の高等課程第1学年から出願時までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上であつて、大学へ進学後も特に優れた学業成績を修める見込みがあること。

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

第7条第4号に規定する主たる家計支持者の収入の年額が、別表第4の収入基準額以下であること。

2 第3条第3項第3号の場合

(1) 人物について

1の(1)と同じ。

(2) 健康について

1の(2)と同じ。

(3) 学力及び素質について

ア 大学1年次に在学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上の者又は国の行う大学入学資格検定に合格した者であつて、かつ大学における学業成績の結果が判明している者については、その成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内の者であること。

イ 大学2年次以上に在学する者

高等専門学校又は大学における学業成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内の者であること。

ただし、上記ア・イにかかわらず、高等学校若しくは専修学校の高等課程における学習成績が3.5未満又は高等専門学校若しくは大学における学業成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1に達しない場合であつても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。

ウ 緊急採用の必要な者

大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

1の(4)と同じ。

第9 大学院第一種奨学生推薦基準

1 第3条第1項第4号の場合

(1) 人物について

大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

(2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に支障をきたさない者であること。

(3) 学力及び素質について

大学・大学院の学修成績、大学院入学試験の成績等により判定し、次項に該当する者であること。

ア 修士課程（博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。以下同じ。）及び専門職大学院の課程

大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者

イ 博士課程（博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを除く。以下同じ。）

大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研

究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができる者と認められる者

- (4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

第5条第5号に規定するその者の収入の年額が、別表第5の収入基準額（収入基準額超過の許容範囲を含む。）以下であること。

2 第3条第1項第5号の場合

- (1) 人物について

1の(1)と同じ。

- (2) 健康について

1の(2)と同じ。

- (3) 学力及び素質について

大学・大学院の学修成績、大学院入学試験の成績等により判定し、次項に該当する者であること。

ア 修士課程及び専門職大学院の課程

大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができる者と認められる者

イ 博士課程

大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができる者と認められる者

ウ 緊急採用の必要な者

大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

- (4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

1の(4)と同じ。

第10 大学院第二種奨学生推薦基準

- (1) 人物について

大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

- (2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に支障をきたさない者であること。

- (3) 学力及び素質について

大学・大学院の学修成績、大学院入学試験の成績等により判定し、次項に該当する者であること。

ア 修士課程及び専門職大学院の課程

次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 大学並びに大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専

門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者

(イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

イ 博士課程

次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 大学並びに大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者

(イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(4) 経済的理由により修学に困難がある程度について

第6条第4号後段に規定するその者の収入の年額が、別表第6の収入基準額以下であること。

第11 大学院第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者の推薦基準
1 第3条第3項第2号の場合

(1) 人物について

大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

(2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に支障をきたさない者であること。

(3) 学力及び素質について

大学・大学院の学修成績、大学院入学試験の成績等により判定し、次項に該当する者であること。

ア 修士課程及び専門職大学院の課程

大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者

イ 博士課程

大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

第7条第4号後段に規定するその者の収入の年額が、別表第7の収入基準額以下であること。

2 第3条第3項第3号の場合

(1) 人物について

1の(1)と同じ。

- (2) 健康について
1の(2)と同じ。
- (3) 学力及び素質について
 - ア 1の(3)のアと同じ。
 - イ 1の(3)のイと同じ。
 - ウ 緊急採用の必要な者
大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
- (4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について
1の(4)と同じ。

第12 専修学校第一種奨学生推薦基準

1 第3条第1項第1号の場合

- (1) 人物について
学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
- (2) 健康について
別に定める「健康診断」により、修学に十分耐え得るものと認められること。
- (3) 学力及び素質について
中学校第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全教科について平均した値が3.5以上であつて、特に優れた知的素質を有し、専修学校の高等課程へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。ただし、中学校における学習成績が3.5未満であつても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。
- (4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について
第5条第4号に規定する主たる家計支持者の収入の年額が、別表第1の収入基準額以下であること。

2 第3条第1項第3号の場合

- (1) 人物について
1の(1)と同じ。
- (2) 健康について
1の(2)と同じ。
- (3) 学力及び素質について
高等学校又は専修学校の高等課程第1学年から出願時までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.2以上であつて、専修学校の専門課程へ進学後も特に優れた学業成績を修める見込みがあること。ただし、高等学校又は専修学校の高等課程における学習成績が3.2未満であつても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。
- (4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

第5条第4号に規定する主たる家計支持者の収入の年額が、別表第2の収入基準額以下であること。

3 第3条第1項第5号の場合

(1) 人物について

1の(1)と同じ。

(2) 健康について

1の(2)と同じ。

(3) 学力及び素質について

ア 高等課程1年次に在学する者

中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.5以上であること。

イ 高等課程2年次以上に在学する者

専修学校の高等課程における前年度の学習成績が本人の属する学科の平均水準以上の者であること。

ウ 専門課程1年次に在学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.2以上の者又は資格検定合格者であること。

エ 専門課程2年次以上に在学する者

専修学校の専門課程における前年度の学業成績が本人の属する学科の上位3分の1以内の者であること。

ただし、上記ア・イ・ウ・エにかかわらず、中学校における学習成績が3.5未満、専修学校の高等課程における学習成績が本人の属する学科の平均水準に達しない場合、高等学校若しくは専修学校の高等課程における学習成績が3.2未満又は専門課程における学業成績が本人の属する学科の上位3分の1に達しない場合であつても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。

オ 緊急採用の必要な者

専修学校における勉学又は学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

ア 高等課程に在学する者

1の(4)と同じ。

イ 専門課程に在学する者

2の(4)と同じ。

第13 専修学校第二種奨学生推薦基準

1 第3条第2項第1号の場合

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に十分耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び素質について

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校又は専修学校の高等課程における成績が、当該出身学校におけるその者の属した学年の平均水準以上と認められる者

イ 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者

ウ 専修学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

エ 大学入学資格検定に合格した者で、上記ア、イ又はウに準ずると認められる者

(4) 経済的理由により修学に困難がある程度について

第6条第4号に規定する主たる家計支持者の収入の年額が、別表第3の収入基準額以下であること。

2 第3条第2項第3号の場合

(1) 人物について

1の(1)と同じ。

(2) 健康について

1の(2)と同じ。

(3) 学力及び素質について

ア 専門課程1年次に在学する者

次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 高等学校又は専修学校の高等課程における成績が、当該出身学校におけるその者の属した学年の平均水準以上と認められる者

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者

(ウ) 専修学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(エ) 大学入学資格検定に合格した者で、上記(ア)、(イ)又は(ウ)に準ずると認められる者

イ 専門課程2年次以上に在学する者

次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 専修学校の専門課程における学業成績が本人の属する学科の平均水準以上と認められる者

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者

(ウ) 専修学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(4) 経済的理由により修学に困難がある程度について

1の(4)と同じ。

第14 専修学校第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者の推薦基準

1 第3条第3項第1号の場合

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

別に定める「健康診断」により、修学に十分耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び素質について

高等学校又は専修学校の高等課程第1学年から出願時までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.2以上であつて、専修学校の専門課程へ進学後も特に優れた学業成績を修める見込みがあること。

ただし、高等学校又は専修学校の高等課程における学習成績が3.2未満であつても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

第7条第4号前段に規定する主たる家計支持者の収入の年額が、別表第4の収入基準額以下であること。

2 第3条第3項第3号の場合

(1) 人物について

1の(1)と同じ。

(2) 健康について

1の(2)と同じ。

(3) 学力及び素質について

ア 専門課程1年次に在学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.2以上の者又は資格検定合格者であること。

イ 専門課程2年次以上に在学する者

専修学校の専門課程における前年度の学業成績が本人の属する学科の上位3分の1以内の者であること。

ただし、上記ア・イにかかわらず、高等学校若しくは専修学校の高等課程における学習成績が3.2未満又は専門課程における学業成績が本人の属する学科の上位3分の1に達しない場合であつても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。

ウ 緊急採用の必要な者

専修学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(4) 経済的理由により著しく修学に困難がある程度について

1の(4)と同じ。

別表第1

高等学校奨学生，高等専門学校第一種奨学生及び専修学校（高等課程）第一種奨学生に関する収入基準額表

| 区分 | | 収入基準額 |
|------|----|------------|
| 世帯人員 | 1人 | 1,430,000円 |
| | 2人 | 2,290,000円 |
| | 3人 | 2,640,000円 |
| | 4人 | 2,860,000円 |
| | 5人 | 3,070,000円 |
| | 6人 | 3,250,000円 |
| | 7人 | 3,410,000円 |

備考

- 1 世帯人員が7人を超える場合は，1人増すごとに，160,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。
- 2 上記の収入基準額を超える者についても，特例として別に定める基準によることができる。

別表第2

大学第一種奨学生及び専修学校（専門課程）第一種奨学生に関する収入基準額表

| 区分 | | 収入基準額 |
|------|----|------------|
| 世帯人員 | 1人 | 1,780,000円 |
| | 2人 | 2,820,000円 |
| | 3人 | 3,280,000円 |
| | 4人 | 3,550,000円 |
| | 5人 | 3,820,000円 |
| | 6人 | 4,020,000円 |
| | 7人 | 4,220,000円 |

備考

- 1 世帯人員が7人を超える場合は，1人増すごとに，200,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。
- 2 上記の収入基準額を超える者についても，特例として別に定める基準によることができる。

別表第3

高等専門学校第二種奨学生，大学第二種奨学生及び専修学校第二種奨学生に関する収入基準額表

| 区分 | | 収入基準額 |
|------|----|------------|
| 世帯人員 | 1人 | 3,180,000円 |
| | 2人 | 5,060,000円 |

| | |
|----|------------|
| 3人 | 5,860,000円 |
| 4人 | 6,360,000円 |
| 5人 | 6,860,000円 |
| 6人 | 7,220,000円 |
| 7人 | 7,520,000円 |

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、300,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表第4

高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）、大学又は専修学校の専門課程で第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者の収入基準額表

| 区分 | | 収入基準額 |
|------|----|------------|
| 世帯人員 | 1人 | 1,040,000円 |
| | 2人 | 1,640,000円 |
| | 3人 | 1,900,000円 |
| | 4人 | 2,070,000円 |
| | 5人 | 2,230,000円 |
| | 6人 | 2,350,000円 |
| | 7人 | 2,440,000円 |

備考

- 1 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、90,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。
- 2 上記の収入基準額を超える者についても、特例として別に定める基準によることができる。

別表第5

大学院第一種奨学生に関する収入基準額表

| 区分 | 修士課程及び専門職大学院の課程 | 博士課程 |
|--------------|-----------------|-------|
| 収入基準額 | 416万円 | 472万円 |
| 収入基準額超過の許容範囲 | 収入基準額の30%以内 | |

別表第6

大学院第二種奨学生に関する収入基準額表

| 区分 | 修士課程及び専門職大学院の課程 | 博士課程 |
|-------|-----------------|-------|
| 収入基準額 | 595万円 | 798万円 |

別表第7

大学院第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける者の収入基準額表

| 区分 | 修士課程及び専門職大学院の課程 | 博士課程 |
|-------|-----------------|-------|
| 収入基準額 | 316万円 | 332万円 |

別表第8

給与所得の場合による控除額

| 年間収入金額 | 控除額 |
|--|-----------------|
| 400万円以下の場合 (ただし、収入金額が329万円未満の控除額は収入金額と同額である。) | 年間収入額×0.2+263万円 |
| 400万円を超え878万円以下の場合 | 年間収入額×0.3+223万円 |
| 878万円を超える場合 | 486万円 |

備考 第二種奨学金については、この表に掲げる額に1.1を乗じた額を控除額とする。

別表第9

特別控除額表

| 特別の事情 | 特別控除額 |
|---|--|
| A 世帯 を 対 象 と す る 控 除 | (1) 母子・父子世帯であること。 490,000円 |
| | (2) 就学者のいる世帯であること。 小学校児童1人につき 80,000円 中学校生徒1人につき 160,000円 国・公立高等学校生徒1人につき 自宅通学 280,000円 自宅外通学 470,000円 私立高等学校生徒1人につき 自宅通学 410,000円 自宅外通学 600,000円 国・公立高等専門学校学生1人につき 自宅通学 360,000円 自宅外通学 550,000円 私立高等専門学校学生1人につき 自宅通学 600,000円 自宅外通学 800,000円 国・公立大学学生1人につき 自宅通学 590,000円 自宅外通学 1,020,000円 私立大学学生1人につき 自宅通学 1,010,000円 自宅外通学 1,440,000円 国・公立専修学校高等課程生徒1人につき |

| | | | |
|---|---|--|----------|
| | | <p>自宅通学 170,000円</p> <p>自宅外通学 270,000円</p> <p>私立専修学校高等課程生徒1人につき</p> <p>自宅通学 370,000円</p> <p>自宅外通学 460,000円</p> <p>国・公立専修学校専門課程生徒1人につき</p> <p>自宅通学 220,000円</p> <p>自宅外通学 620,000円</p> <p>私立専修学校専門課程生徒1人につき</p> <p>自宅通学 720,000円</p> <p>自宅外通学 1,120,000円</p> | |
| | (3) 障害者のいる世帯であること。 | 障害者1人につき 860,000円 | |
| | (4) 長期療養者のいる世帯であること。 | 療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額 | |
| | (5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること。 | 別居のため特別に支出している年間金額。ただし、710,000円を限度とする。 | |
| | (6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。 | 日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額 | |
| B | 予 本 人 出 願 を 対 象 と す る 控 除 | (1) 出願者が高等学校、高等専門学校又は専修学校高等課程に進学する予約出願者である場合 | 280,000円 |
| | | (2) 出願者が大学又は専修学校専門課程に進学する予約出願者である場合 | 590,000円 |
| 在 | (3) 出願者が高 | 国・公立高等学校 | |

| | | |
|-------------|---------------------------------------|--|
| 学 出 願 | 等学校に在学 している場合 | 自宅通学 280,000円 自宅外通学 470,000円 私立高等学校 自宅通学 410,000円 自宅外通学 600,000円 |
| | (4) 出願者が高 等専門学校に 在学している 場合 | 国・公立高等専門学校 自宅通学 360,000円 自宅外通学 550,000円 私立高等専門学校 自宅通学 600,000円 自宅外通学 800,000円 |
| | (5) 出願者が大 学に在学して いる場合 | 国・公立大学 自宅通学 280,000円に授業料年額を加えた額 自宅外通学 720,000円に授業料年額を加えた額 私立大学 自宅通学 440,000円に授業料年額を加えた額 自宅外通学 870,000円に授業料年額を加えた額 |
| | (6) 出願者が専 修学校高等課 程に在学して いる場合 | 国・公立専修学校高等課程 自宅通学 170,000円 自宅外通学 270,000円 私立専修学校高等課程 自宅通学 370,000円 自宅外通学 460,000円 |
| | (7) 出願者が専 修学校専門課 程に在学して いる場合 | 国・公立専修学校専門課程 自宅通学 200,000円に授業料年額を加えた額 自宅外通学 600,000円に授業料年額を加えた額 私立専修学校専門課程 自宅通学 370,000円に授業料年額を加えた額 自宅外通学 760,000円に授業料年額を加えた額 |

備考

- 1 A欄の「(2)就学者のいる世帯であること。」による控除は、出願者を除く世帯員を対象とする。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- 3 B欄の「授業料年額」とは、在学している大学又は専修学校専門課程の出願時における授業料年額とする。
- 4 「第二種奨学金」において子供が2人を超える世帯については、その超える人数につき、申込希望本人に係る特別控除額を乗じた額をさらに控除できることとする。
- 5 「第二種奨学金」については、この表に掲げる額に1.1を乗じた額を控除額とする。